

議案第48号

市道路線の変更について

道路法第10条第2項の規定により、市道路線を次のとおり変更する。

令和2年5月29日提出

亀山市長 櫻井 義之

変更路線

認定番号	路線名		起点	終点	摘要
21438	落針8号線	変更前	布気町字山ノ下1515番2地先	布気町字山ノ下1576番7地内	一般交通の用に供する必要がなくなった路線の一部廃止による終点の変更
		変更後	布気町字山ノ下1515番2地先	布気町字山ノ下1563番地先	

提案理由

市道路線の変更について、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求める。